

## 公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年11月10日

今治市長 徳永 繁樹



## 記

## 1 経営管理権集積計画の対象森林

| 整理番号       | 所在・地番        | 林班・小班           | 地目 | 面積<br>(ha) | 経営管理権の存<br>続期間        | 備考 |
|------------|--------------|-----------------|----|------------|-----------------------|----|
| 西 山<br>1-3 | 今治市菊間町西山714番 | 635-7           | 山林 | 0.17       | 公告の日から<br>2030.3.31まで |    |
|            | 今治市菊間町西山745番 | 635-37-<br>1.2  | 山林 | 0.52       | 公告の日から<br>2030.3.31まで |    |
|            | 今治市菊間町西山802番 | 635-78-<br>1.2  | 山林 | 0.34       | 公告の日から<br>2030.3.31まで |    |
|            | 今治市菊間町西山932番 | 635-147         | 山林 | 0.17       | 公告の日から<br>2030.3.31まで |    |
|            | 今治市菊間町西山940番 | 635-154-<br>1.2 | 山林 | 0.60       | 公告の日から<br>2030.3.31まで |    |

2 縦覧場所 今治市農林水産課、今治市のホームページ

3 本公告により、今治市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。